破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４５７１号
大阪市中央区松屋町３―15―405号
破産者　岡田　隆行
1　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
2　一般調査期日　平成26年８月21日午後３時30分
平成26年５月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７号
大分市富士見が丘西２丁目１番９号、開始決定時の住所大分市大字奥田375番地の１
破産者　毛利　信義
1　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
2　一般調査期日　平成26年７月29日午後２時
平成26年５月29日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
岐阜市加納栄町通３丁目９番地
破産者　株式会社播本商店
1　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午前11時30分
平成26年５月30日　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０７号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷388番地
破産者　中川　秀和
1　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
2　一般調査期日　平成26年８月27日午前11時30分
平成26年５月28日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
奈良市大安寺２丁目７番５―305号
破産者　林　　挙治
1　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
2　一般調査期日　平成26年９月２日午前10時
平成26年５月29日　奈良地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第８１号
山口県周南市大字須々万本郷334番地の１、住民票上の住所山口県周南市大字須々万奥168番地の２
破産者　福本　浩生
異議申述期間　平成26年７月１日まで
平成26年５月30日　山口地方裁判所周南支部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第１３９８９号
東京都板橋区板橋３丁目62―１
破産者　玉山　　隆
審尋期日　平成26年８月18日午後１時30分
平成26年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６６号
神奈川県川崎市高津区下作延４丁目27―14
破産者　山本　好晴
審尋期日　平成26年７月16日午後１時30分
平成26年５月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７号
東京都大田区南千束１丁目14―２
破産者　嶋田　邦一
審尋期日　平成26年７月16日午後１時30分
平成26年５月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７７号
東京都新宿区三栄町27―２―203
破産者　上野　隆司
審尋期日　平成26年９月16日午前10時
平成26年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３００５号
大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目７番15号
清算株式会社　バイオビジックジャパン株式会社
代表清算人　谷　　正之
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３００４号
大阪市西区九条２丁目14番16―305号
清算株式会社　株式会社太陽コミュニティー
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２００５号
東京都新宿区新宿６丁目29番６号
清算株式会社　株式会社フェアパートナー
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
⑴　一時弁済とは、清算株式会社が、解散に先立ち、各協定債権者に対し、平成25年４月１日時点の清算株式会社に対する債権のうち元本額（以下「一時弁済基準額」という。）5.96283754816514パーセント相当額を弁済したことをいう。
⑵　一時弁済金額とは、一時弁済により清算株式会社から各協定債権者に支払われた金額をいう。
⑶　弁済原資総額とは、清算株式会社が有する現預金から次の①ないし③の債権の合計額を控除した残額をいう。
①　清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権
②　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権
③　特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権
⑷　弁済基準債権額とは、一時弁済基準額から一時弁済金額を控除した残額をいう。
2　協定債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資総額を各協定債権者の弁済基準債権額の合計金額で除した数値を弁済率とする。
⑵　各協定債権者の弁済基準債権額に弁済率を乗じた金額を各協定債権者に対する弁済額とする。
⑶　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可が確定した日から１か月以内に、本項⑵に定める弁済額を弁済する。
⑷　各協定債権者は、本項⑶に定める弁済を受けたときは、清算株式会社の各協定債権者に対するその余の一切の債務を免除する。
3　弁済の方法
⑴　協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　本協定の認可が確定した日から２週間以内に、協定債権者から本項⑴に定める金融機関口座の指定がなされなかった場合、清算株式会社は、その協定債権者に対する弁済金を法務局に供託する。
4　追加弁済
第２項⑶の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から第１項⑶①ないし③の債権の合計額を控除した残額を、弁済基準債権額を基準額として按分し、各協定債権者に対し、協定債権として弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項⑷の定めにより行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０２７号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目８番３号ＧＳビルディング本館６階
清算株式会社　株式会社インターナショナル
代表清算人　尾崎　　篤
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、別紙協定債権一覧記載の、特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下、「協定債権」という。）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3　弁済の方法
協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、清算株式会社の負担とする）。